

第3回

(平成31年3月11日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成31年3月11日（月）午前9時30分から午前11時34分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 9名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学

4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・

7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・

9番委員 税所 隆則・10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第9号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第10号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第11号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第12号案 非農地証明願いに対する認定について

議第13号案 農地利用最適化推進委員の選任について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、9番・1番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

4 番 先月あっせんに出ておりました才野原の畑は10アール当たり10万円で合意しております。風月野の田10アール当たり30万円で契約をもっていました。畦が400㎡近くあり全部で24万円で契約したいと思います。畑については、境杭が撤去されております。これについては、8月に公社との契約、風月野の田は4月に契約したいと思います。

議 長 議事に入ります。議第9号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第9号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

- 議 長 調査番号1番から11番、15番について、4番委員から調査報告をお願いします。
- 4 番 (調査番号1、2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力3人)。経営面積は、78a、うち田70a、水稻25a、ほかがWCS、畑8a、野菜を栽培されています。畜産は、成牛3頭、子牛が4頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):全部で30,000円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスター、ミスト機、田植機を所有。8番(取得農地の利用計画):飼料稲、イタリアン。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- なお、1番は畑になっておりますが現況は田です。水田営農計画書にも記載されております。
- 4 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力1人)。経営面積は、173a、田157aうち水稻60a、ニンニク20a、他WCS、畑15aもニンニクを作付されています。WCSについては、畜産農家との契約になっております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):4筆で5俵(60kg)。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ミスト機、田植機を所有。8番(取得農地の利用計画):ニンニク又はWCS。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 4 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力1人)。経営面積は、106a、うち田71a、水稻7a、他は、WCS、畑34aで野菜、一部自己保全管理です。WCSについては、畜産農家との契約になります。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10aあたり1万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、コンバイン等を所有。8番(取得農地の利用計画):WCS。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 4 番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族1人(稼働力1人)。経営面積は、10a、水稻を作付、賃借地もすべて水稻です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m以内。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):2筆で10袋(30kg)。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスター、ミスト機、バインダー、モアを所有。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 4 番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力3人)。経営面積は、346a、うち田246aは水稻46a、WCS180a、採種玉ねぎ20a、畑99a、昨年まで果樹園をされていて、梨の木を抜根中で、そば、麦を栽培する予定、WCSについては、畜産農家との契約です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):5分~10分。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10アール当たり25千円。6番(耕作放棄地):湿田等で若干ありますが非農地化を進めたいと思います。7番(農機具の利用計画):コンバイン、トラクター、田植機等を所有。8番(取得農地の利用計画):WCS。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 4 番 (調査番号7) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。使用借人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力3人)。経営面積は、52a、うち水稻24a、WCS23a、畑5aは野菜です。WCSは畜産農家との契約です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):100m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスター、ミスト機、田植機等を所有。8番(取得農地の利用計画):小麦。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 4 番 (調査番号8、9、10) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力2人)。経営面積は、172a、田130aすべて水稻です。畑32aは野菜です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m

～500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり60kg。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機、ミスト機、乾燥機等を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稲。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4番（調査番号11）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力2人）。経営面積は、174a、田103aすべて水稲です。畑70aはイタリアン、牧草です。成牛3頭、育成牛1頭、子牛2頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：800m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：30kgを2俵。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター3、コンバイン1、田植機等を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稲。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4番（調査番号15）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力1人）。経営面積は、36a、田8a栗作付けです。畑28aは野菜、桃、ブルーベリー作付けです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m～1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：発生しません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、管理機、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：現在のとおり、栗、野菜、桃、ブルーベリーを管理。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号12番から14番について、10番委員から調査報告します。

10番（調査番号12、13、14）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。設定期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力3人）。経営面積は、176a、うちWCS76a、水稲70a、さといも30aを栽培されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：12、13番は全部で8万円、14番は73,658円10アール当たり13千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラック、トラクターを所有、水稲に関しては受託作業をされる方に依頼されています。WCSは畜産農家が収穫されています。8番（取得農地の利用計画）：水稲。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号16番から17番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号16）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。設定期間は15年です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）。経営面積は、130a、ほとんど水稲です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり15千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバインを使用。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9 番 （調査番号17）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。設定期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族1人（稼働力1人）。経営面積は、193a、ほとんど水稲です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり30kg。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターを使用。8番（取得農地の利用計画）：水稲。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号18番から19番について、2番委員から調査報告をお願いします。

2 番 （調査番号18）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）。経営面積は、146a、田137a、残りが畑、田はWCS、麦、イタリアンを作付け。飼料作物は供給契約を結ばれている。畑は野菜です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：遠いところで1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：3筆で米240kg。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラック、トラクター、ミスト機、田植機を所有。8番（取得農地の利用計画）：WCS。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2 番 (調査番号19) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族1人(稼働力1人)。経営面積は、109a、田 102a、残りが畑、田は水稻、WCS。畑は野菜です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):5m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):1筆で1俵。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスター、田植機、バインダーを所有。8番(取得農地の利用計画):野菜等。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号20番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号20) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。農業法人です。役員4人、従業員17人。経営面積は、102,871㎡、田 57,714㎡、これはWCSと牧草です。畑 48,157㎡についてはすべて牧草です。畜産法人で乳用牛475頭、預託牛100頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10a当たり40万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画)トラクター他牧草収穫機械はすべて揃えてあります。10トンダンプ1、4トンダンプ2、2トンダンプ2、軽トラック2を所有。8番(取得農地の利用計画):牧草。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番から11番と15番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、1番から11番と15番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号12から14番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、12から14番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号16から17番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、16から17番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号18から19番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、18から19番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号20番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、20番について原案のとおり決定します。

議 長 議第10号案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第10号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設概要は、宅地 500 m²です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：4月10日から6月30日の予定です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）水道は町水道、排水は、合併処理浄化槽です。7番（転用措置）：隣接に被害が無いよう十分注意して施工されます。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域内。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番、3番を3番委員から調査報告します。

3 番 (調査番号2、3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電システムの増設です。施設概要は、2番については、数年前に発電所を作っておられまして、643、644にはみ出ておりました。これについては、始末書を確認済です。3番は問題ありませんでした。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：ほとんどがこの法人の持ち物で問題ありません。6番（公衆衛生）以前の工事の際、排水、その他防除施設もしてありました。7番（転用措置）：転用に係る土砂流出も6番同様問題ありません。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
今回は所有権移転1件、利用権設定が56件です。所有権移転につきましては、農業公社売渡です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～56番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第12号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第12号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番2番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号1)3月9日午後1時から農業委員3人、推進委員2人で調査しました。
申請人、申請物件については、記載のとおりです。写真を見ていただきますと黒枠のところでは、新宮寺から東の方に迫を上って行ったところ、ジャスコのあるところの山の間の地目は田となっておりますが、近隣がすべて山林で山林化しています。
全員で協議の結果、原野、山林化しているということで非農地と認めました。

内田委員

(調査番号2)請人、申請物件については、記載のとおりです。写真を見ていただきますと、こういった状況で竹が植わっております。手前はヨシガヤが植わっておりま

す。中の2枚が杉、ヒノキが20～30年の木が立っております。一番下2枚字原は農業振興地域農用地区域内ですので、非農地にできないということです。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番についてですが、年の神、抜の口の4筆については、原案どおり非農地として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、この4筆は原案のとおり決定します。

議 長 続きまして調査番号2番の原についてですが、1732-8、1732-9は非農地として認めないということで、認定しないということで賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、原の2筆については、非農地の認定をしないということで決定します。

議 長 議第13号案農地利用最適化推進委員の選任についてを上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第13号案農地利用最適化推進委員の選任について（朗読）

この議案につきましては、情報公開条例について説明します。開示をしないことのできる行政文書、会議録に記載されている情報であって委員の議決によって、会議録の一部、全部を開示しないことができます。

議 長 情報公開をしないことで、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、会議録の公開はしないということで決定します。

(以下非公開)

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月11日

農業委員会会長

9 農 業 委 員

1 番 農 業 委 員
